

第十回 参議院農林委員会會議録第三十一号

昭和二十六年五月十四日(月曜日)午後一時三十分開会

本日の會議に付した事件

○競馬法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国有林野法案(片柳眞吉君外九名発議)

○食糧の政府買入数量の指示に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

本日は最初に競馬法の一部を改正する法律案を議題といたします。先日提案者から提案理由の御説明を求めましたが、本日は質疑に入りたいと思ひます。

○片柳眞吉君 競馬法の一部を改正する法律案に、二点御質疑をいたしたいと思ひます。

第一点は、休会前のこの農林委員会なり参議院におきまして、同様の競馬法の一部を改正する法律案の審議をいたしましたのでありますが、この通過後先ず旬日後に法律案ができたのでありますが、同じ法律を僅か十日前後の隔を置きまして、二回に亘つて改正することとは、多少方針がこう一貫せんようになりませんが、僅か十日間くらいの間で同じ法律を二回に亘つて改正するその経緯を先ず……。

○衆議院議員(川端佳夫君) 御承知のようにに国営競馬の扱いを中心にいたし

まして最初のものは、競馬法の改正をいたしたわけでありまして。今回は地方競馬を中心とした改正でございます。そして、そういう観点から二つに分けた次第であります。

○片柳眞吉君 そこでこれは政府当局に一つ御質問いたしたいのですが、その前の国営競馬の改正に当りましては、その改正の趣旨が、非常に地方競馬が回数が増えまして関係で、それとも均衡をとる趣旨から、或る程度現在主催するところの国営競馬の回数を殖やしたという、こういうことで地方競馬との均衡をとるということで、この前の改正が出たわけですが、その直後又この地方競馬の回数を殖やすということは、多少何か方針が一貫せぬように思ふのであります。そこでこの既存の条項であります第一条第一項の「著しく災害を受けた市町村で地方財政委員会が指定するもの」これを現在今後更にこれが指定が殖えるということになりますと、これがどん／＼殖えて参りますと、又その一項の災害町村でなお今後指定をすべきものがあるますかどうか、その辺をこの際政府当局にちよつと……。

もう一点関連いたしますので、今回の改正案の同条同項の第二号の、その区域内に地方競馬場が存在する市町村で地方財政委員会が指定するもの、これに該当するものがどのくらいあるますかどうか。これは或いは川端さんなり政府当局どちらでも結構です。

○衆議院議員(川端佳夫君) 只今の御

質問にお答えいたします。提案者の立場から考へておる点を申述べまして、そうして事務局にその答弁をしてもらうことにいたしました。我々提案者といたしましては、お説のようなことを競馬の運営に當つては考へておるわけでありまして、国営競馬は御承知のようにまあ代表的な競馬として盛り立てて行きたいというものが前回最初の競馬法改正の場合に申上げた趣旨であつたわけであるし、その通りに考へておるわけであり

ます。が、今回の改正に當つては、地方競馬のうちで船舶の場合、或いは浦和の場合、こういう二カ所は特に事情止むを得ないのではないかと。地方競馬の中でもこの二カ所、それに準ずるものとして或いは佐賀が考えられるかも知りませんが、せい／＼この程度のものは事情止むを得ないのではないかと。而も又一方はかの場合にはほかに、或いは市の場合として二十五、或いは町の場合十一、或いは村の場合には十三、こういうふうな数になつておりますけれども、経費その他の関係、収支の関係からいって、開催してもできないのじやないか、こういう見通しがはつきりいたしておりますから、差當つては対象になるものとして船舶、浦和、そしてそれに準ずるものとしてせい／＼佐賀、この程度にとどめるような考へ方であるわけでありまして、

○説明員(井上綱雄君) 只今お尋ねでございました問題でございますが、提案者のほうから御説明がございました

たふうに大体解釈いたします。差當つた改正がございまして、二、三日の程度にとどめて頂くようなことでなければ、事務局としましては、競馬資源の関係その他から非常に困る立場に立つのであります。

それから次に現在の指定を受ける資格のある市町村は百七十二になつております。そのうちで町村組合等を作つて頂きまして、実際の運用を円滑にするために統合してやつておりますような関係もございまして。又経済上からやれないというところもございまして、権利を持つておる市町村は、百七十二にございまして、主催者の数は百二十二になつております。昨今地方競馬もどん／＼復活して参りまして、只今お尋ねの今後指定の数が殖えるかどうかということでございますが、これは若干殖えるのではないかと、こういうふう

に存じております。

○片柳眞吉君 川端さんの御回答で少数が少いということ、私も大分問題の解決がわかつたのでありますが、ただ船舶、浦和ということになりますと、国営競馬の中山に相当近接いたしておると思ふのでありますが、ここでやりますと、国営競馬の収支等に相当の影響があると思ふのであります。私はそういう実感がするのですが、勿論この船舶等が地元で非常にいろ／＼な警備費その他でむしろ迷惑をかけているという実情も私もよく承知をしておりますが、ただ市町村財政の収入を確保するというだけを見て行きます

ると、例えば地方競馬が殖えて来ました関係で、国営競馬が影響を受けて、国営競馬の収入が減つて来ますと、やはり平衡交付金等で全体の地方財政を国が調整をするわけでありまして、単にその市町村の財政だけを見て、国営競馬の収入を見ないことは、やはり偏頗ではないかという点から実は今の質問を申上げたのであります。これは川端さんなり或いは政府当局でどの程度の収入があるか伺いたい。

○衆議院議員(川端佳夫君) 只今のお尋ねでございますが、大体客観的に考へまして、必ずしも船舶あたりと中山との関係でありまして、船舶もこういうふうな地元で回数をやられるということになると、むしろあの方面へ行く競馬のファンというものの足の運び方といひますか、人の集る可能性が強くなつて参りますから、私はむしろ国営競馬にも大きな収入減というふうな影響はないのじやないか。むしろあちらのほうに競馬のために集る気持が集つて来るのじやないか。こういうふうな考へておるわけでありまして、これはまあ感じでありまして、はつきり断定はできない、そういう気持を持つております。

○説明員(井上綱雄君) 只今提案者の御説明がございましたが、大体まあそういうふうにも考へられるわけでありまして。現在の実情からいいますと、中山競馬を開催するときに、船舶、浦和は目と鼻の間にありまして、どういふふう

これは地方競馬のほうで到底引合わない関係になりますので、避けられておる実情であります。結局国営競馬のほうでは土曜、日曜、祭日というふうに残り限り極限したとして競馬を開催してありますし、将来もそういう方針で貫きたいと考えております。その他のウイークデイに地方競馬を開催するのが実情でございます。今後恐らく船橋、浦和等が開催になりまして、そういうことになりますれば、国営競馬の面に直接影響があるという点は考えられておりません。

○委員長(羽生三七君) 他に御質疑はございませんか。

○岡村文四郎君 提案者よりか政府のほうへお聞きしたいと思いますが、最近競馬法の一部改正が片柳さんから、再三提出されているというお話がありましたが、いかか悪いかということは別にいたしまして、議員提出でも結構ですが、政府のほうでもう少し先の見えた法律を出してもらわんと、国会もまんざら遊んでもおれないのですが、競馬というものに對して思いつきでやられるような感じが非常に遺憾である。そこで大体目安がつくと思つて、やつて頂けませんかと、我々はこの審議する役目でも非常に困る。それで今国会でこれ恐らく三回目かと思つて、もう一回、こういう目安をつけて、やつて頂けませんかと、我々はこの審議する役目でも非常に困る。それで今国会でこれ恐らく三回目かと思つて、もう一回、こういう目安をつけて、やつて頂けませんかと、我々はこの審議する役目でも非常に困る。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言はございませんか。……別に御発言もなされば質疑を終了して討論に入ることには御異議ございませんか。

○委員長(羽生三七君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(羽生三七君) それではさよう決定いたします。それではこれより競馬法の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。……別段御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認めて採決を行います。競馬法の一部を改正する法律案を原案通り可決すること

に賛成のかたの御起立を願います。

〔起立者多数〕

○委員長(羽生三七君) 起立者多数であります。従つて本案は原案通り可決することに決定いたしました。

なお、本案の手續につきましては、先例にならうことにいたしますので御了承を願います。

なお多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

西山 龜七	片柳 眞吉
岡村文四郎	滝井治三郎
平沼彌太郎	宮本 邦彦
門田 定藏	三橋八次郎
赤津 與仁	飯島連次郎
溝口 三郎	三浦 辰雄

次に、国有林野の境界が不明で国有林経営に支障がある場合に關する規定であります。以前は国有財産法の規定に基き境界査定の行政処分によつて境界を確定して参つたのでありますが、昭和二十三年の国有財産法改正により該当条文が無くなりまして、現在のところ、空白状態となつておるのであります。併しながら国有林野は、他の国有財産とは趣を異にし、御承知のようにな成立の歴史からいたしまして境界の不明な箇所が多く、かくては施業上種々の支障がありますので、境界を速かに確定し得るため、何らかの措置をとる必要があるのに鑑み、境界の確定に關し四箇条の規定を設けた次第であります。勿論その構想は、以前の境界査定処分の如く強制的なものではありません。即ち、境界を確定する必要がある場合には、隣接地所有者に協議のための立会を求めらるゝのでありますが、相手方の立会を得られないときに限り、営林局長は、市町村職員に立会により境界を定めることができるものとすし、その定めたる境界を隣接地所有者その他の権利者に通知及び公告するのであり、その場合公告後一定期間を経過しても相手方から不同意の意思表示がないときには、相手方が営林局長の定めた境界に同意したものとみなし、ここに始めて境界が確定するものとするのであります。相手方の意思の如何

○委員長(羽生三七君) 他に御質疑はございませんか。

○岡村文四郎君 提案者よりか政府のほうへお聞きしたいと思いますが、最近競馬法の一部改正が片柳さんから、再三提出されているというお話がありましたが、いかか悪いかということは別にいたしまして、議員提出でも結構ですが、政府のほうでもう少し先の見えた法律を出してもらわんと、国会もまんざら遊んでもおれないのですが、競馬というものに對して思いつきでやられるような感じが非常に遺憾である。そこで大体目安がつくと思つて、やつて頂けませんかと、我々はこの審議する役目でも非常に困る。それで今国会でこれ恐らく三回目かと思つて、もう一回、こういう目安をつけて、やつて頂けませんかと、我々はこの審議する役目でも非常に困る。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言はございませんか。……別に御発言もなされば質疑を終了して討論に入ることには御異議ございませんか。

○委員長(羽生三七君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(羽生三七君) それではさよう決定いたします。それではこれより競馬法の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。……別段御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認めて採決を行います。競馬法の一部を改正する法律案を原案通り可決すること

に賛成のかたの御起立を願います。

〔起立者多数〕

○委員長(羽生三七君) 起立者多数であります。従つて本案は原案通り可決することに決定いたしました。

なお、本案の手續につきましては、先例にならうことにいたしますので御了承を願います。

なお多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

西山 龜七	片柳 眞吉
岡村文四郎	滝井治三郎
平沼彌太郎	宮本 邦彦
門田 定藏	三橋八次郎
赤津 與仁	飯島連次郎
溝口 三郎	三浦 辰雄

次に、国有林野の境界が不明で国有林経営に支障がある場合に關する規定であります。以前は国有財産法の規定に基き境界査定の行政処分によつて境界を確定して参つたのでありますが、昭和二十三年の国有財産法改正により該当条文が無くなりまして、現在のところ、空白状態となつておるのであります。併しながら国有林野は、他の国有財産とは趣を異にし、御承知のようにな成立の歴史からいたしまして境界の不明な箇所が多く、かくては施業上種々の支障がありますので、境界を速かに確定し得るため、何らかの措置をとる必要があるのに鑑み、境界の確定に關し四箇条の規定を設けた次第であります。勿論その構想は、以前の境界査定処分の如く強制的なものではありません。即ち、境界を確定する必要がある場合には、隣接地所有者に協議のための立会を求めらるゝのでありますが、相手方の立会を得られないときに限り、営林局長は、市町村職員に立会により境界を定めることができるものとすし、その定めたる境界を隣接地所有者その他の権利者に通知及び公告するのであり、その場合公告後一定期間を経過しても相手方から不同意の意思表示がないときには、相手方が営林局長の定めた境界に同意したものとみなし、ここに始めて境界が確定するものとするのであります。相手方の意思の如何

要を申し上げることといたします。

先ず総則におきましては、法律の趣旨を定めたほか、この法律の適用を受けますのは、農林省の所管する国有林野経営事業に属する国有林野であることを明らかにする規定を設けたのであります。

次に、国有林野の境界が不明で国有林経営に支障がある場合に關する規定であります。以前は国有財産法の規定に基き境界査定の行政処分によつて境界を確定して参つたのでありますが、昭和二十三年の国有財産法改正により該当条文が無くなりまして、現在のところ、空白状態となつておるのであります。併しながら国有林野は、他の国有財産とは趣を異にし、御承知のようにな成立の歴史からいたしまして境界の不明な箇所が多く、かくては施業上種々の支障がありますので、境界を速かに確定し得るため、何らかの措置をとる必要があるのに鑑み、境界の確定に關し四箇条の規定を設けた次第であります。勿論その構想は、以前の境界査定処分の如く強制的なものではありません。即ち、境界を確定する必要がある場合には、隣接地所有者に協議のための立会を求めらるゝのでありますが、相手方の立会を得られないときに限り、営林局長は、市町村職員に立会により境界を定めることができるものとすし、その定めたる境界を隣接地所有者その他の権利者に通知及び公告するのであり、その場合公告後一定期間を経過しても相手方から不同意の意思表示がないときには、相手方が営林局長の定めた境界に同意したものとみなし、ここに始めて境界が確定するものとするのであります。相手方の意思の如何

にかかわらず一方的に境界確定をする以前の境界査定処分とは、全く性格を異にするものであります。

第三に、国有林野の貸付、使用及び売却並びに部分林に関する規定については、おおむね現行法に定めるところを踏襲しております。

最後に、国有林野経営と地元の利用とを調整し土地の高度利用を図るため農地調整法に規定してある農業用林野制度の構想にならい、これとおおむね同様の使用収益の権利を得させる共用林野制度に関する規定を設けることとしたしました。なお従来の委託林制度は、この共用林野制度に吸収することができまので、これを廃止することとした次第であります。

以上が本法案の概要であります。が、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願い致します。

次に、国有林野整備臨時措置法の提案理由を御説明申し上げます。

現在の国有林野のあり方は、その成立の歴史から申しまして、国土保安、森林資源の維持培養その他国有林野事業経営の観点から必ずしも合理的であるとは申せませんので、これが整備を図る必要が認められるのであります。が、その抜本的な整備は林政百年の大計にかかるところであり、国有林野の本質に触れるばかりでなく、国土の総合利用の問題にも関連いたしますので、軽々に拙速を以て処理することはできません。関係者及び学識者の意見も徴し、暫くの時をかりして、慎重検討の上決すべきであらうと考えます。併しながら、根本の問題は一応別といたしましても、直ちに措置し得る部面も存在しておりますので、この臨時整備の基

準を明らかにし、以てこれが円滑な実施を促すため本法案を提案いたしますこととした次第であります。

以下本法案の内容について、その概要を申し上げることにいたします。

先ず第一条は、臨時整備の対象として売却し、又は交換すべき国有林野の範囲及びその相手方の優先順位を規定するとともに、これを円滑に行うため交換に關し国有財産法の特例を設けたのであります。

第二条におきましては、国土保安上重要な国有林野及び国有林野経営上必要な施設は、整備の対象とはならない旨を明らかにいたしましたのであります。

第三条には、代金の延納につき国有財産法の特例を規定し、先ほど申し述べました交換に關する特例と共に、整備の実施を円滑ならしめる途を開いたのであります。

第四条には、売却代金及び交換差金の使途を定め、これら収入金は、これを直接整備に必要な経費に充てると共にその資産化を図る措置を講じた次第であります。

最後に、附則におきまして、本法案の有効期限を定めたのであります。

以上が本法案の概要であります。が、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(羽生三七君) 只今提案理由を承わつた両案につきましては審議を後日に譲りまして他の案件に移りたいと思ひます。

○委員長(羽生三七君) それでは、次に「食糧の政府買入数量の指示に關する法律案」に關する審議に入りたいと思ひますが、これにつきましては速記

を中止して懇談会に移りたいと思ひますので御了承をお願いいたします。

午後二時七分懇談会に移る。

午後三時四十分懇談会を終る。

○委員長(羽生三七君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十五分散会
出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 龜七君
片柳 眞吉君
岩男 仁藏君
岡村文四郎君
滝井治三郎君
平沼彌太郎君
宮本 邦彦君
江田 三郎君
門田 定藏君
小林 孝平君
三橋八次郎君
赤澤 與仁君
飯島連次郎君
加賀 操君
溝口 三郎君
三浦 辰雄君
川端 佳夫君

衆議院議員
事務局側
常任委員 安樂城敏男君
會専門員 倉田 吉雄君
會専門員 井上 綱雄君
農林省畜産局競馬部長

説明員
農林省畜産局競馬部長 井上 綱雄君

五月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、国有林野下げに關する請願(第一七〇九号)

一、国および県営土地改良事業促進に關する陳情(第三九〇号)

第七〇九号 昭和二十六年五月四日受理

国有林下げに關する請願
請願者 長野県西筑摩郡大桑村
大字須原八三一ノ一完
勝寺主管者 後藤純一
外五名

紹介議員 岡本 愛祐君
長野県西筑摩郡大桑村所在の国有林二十余町歩は、昭和十四年六月同地所在の定勝寺が下げを受けた山林の残地であるが、当村の事情によつて国有林のまま現在に至つてゐる。しかるに近く上程を予想されてゐる国有林野整備臨時措置法案によれば孤立した団地の国有林で経営に適しないものは下げると規定されておき、一方定勝寺は由緒ある史跡として各種重要文化財を所有してゐるから、国家的文化財保護の見地より、同国有林を定勝寺に払い下げられたいとの請願。

第三九〇号 昭和二十六年五月一日受理
国および県営土地改良事業促進に關する陳情
陳情者 新潟県庁耕地課内 土田 本平

土地改良事業の根幹のかつ基本的施設である国および県営土地改良事業は、割当予算が僅少のため事業は停止状態に陥り、附帯事業である団体営小規模土地改良工事の施行が遅延せしめられ

てゐるから、本事業の早期完成を図るため大量の年度繰り上げ施行ができるよう別途の特別会計法に基く融資措置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十六年七月五日印刷

昭和二十六年七月六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所